

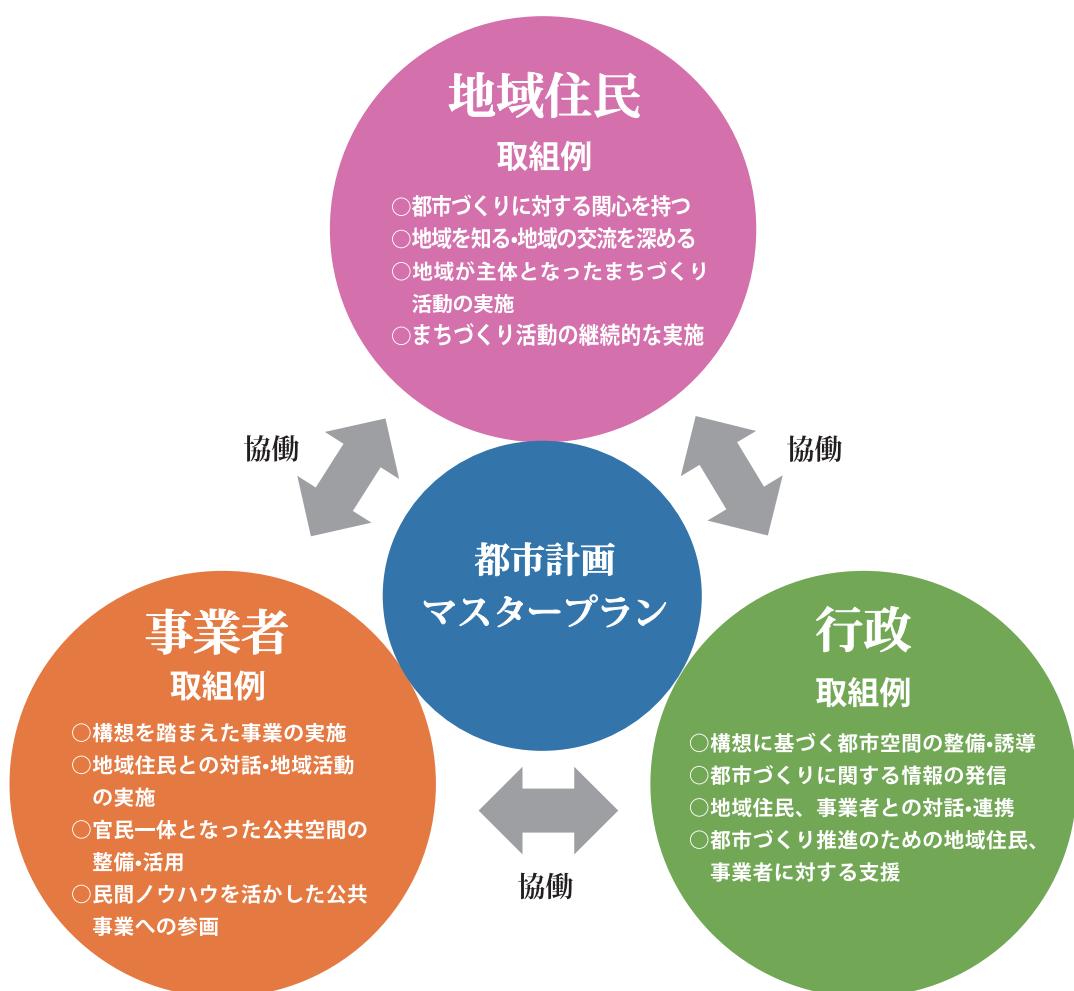
# 第5章 都市づくりの推進のために

1. 基本構想に基づく都市づくりの推進 …	100
(1) 都市づくりの推進に向けて ………………	100
(2) 都市空間の整備・誘導にあたって ………	101
2. 計画の評価・見直し ………………	102

# 1. 基本構想に基づく都市づくりの推進

## (1) 都市づくりの推進に向けて

都市づくりを推進・実現するためには、行政だけでなく、地域住民や事業者などが、都市づくりに積極的に参画し、協働で都市づくりを進めることができます。都市計画マスターplanを策定し、都市の将来像や都市づくりに関する情報を共有することにより、目指すべき都市の実現や地域課題の解決のための取組に、各主体が積極的に参画、協働することにより、都市づくりを推進します。また、行政は、都市づくりの基本構想に基づき目指すべき都市空間の整備・誘導に努めるとともに、都市づくりに関する情報を積極的に発信し、地域住民や事業者の参画を推進します。



## (2) 都市空間の整備・誘導にあたって

### ① 住民や関係権利者に対する意見反映手続き

計画の策定や事業の実施にあたっては、必要に応じて、住民や関係する権利者に対する情報の発信、説明会の実施、意見募集など、意見反映手続きの充実に努めます。

### ② 関連する計画との一体的な推進

基本構想の実現に向けて、効果的・効率的な事業展開を図るために、交通・景観・産業・防災・環境などの様々な分野との連携が重要であることから、府内関係各課との連携を密にし、関連する計画と連携を図りながら都市づくりの取組を推進します。

### ③ 国・県等の関係機関との連携の強化

道路や河川、公園等については、国や県などと役割を分担して整備・改築等を進めており、今後も関係機関との連携を強化し、広域的な視点で都市づくりを進めて行きます。

### ④ 関係法令を活用した都市づくり

都市づくりを推進していくため、都市計画法、都市再生特別措置法、建築基準法、景観法等の各種制度の適切な運用と効果的な活用に努めます。また、法令を補完し、良好な市街地環境を誘導するため、条例・要綱等を適切に運用します。

### ⑤ 各種事業手法の活用による財源確保

都市計画施設の整備・改修にあたっては、都市計画事業として実施することにより、都市計画税を活用した計画的な事業の推進に努めます。

また、事業実施の財源を確保するため、国等による各種補助制度の活用に努めるとともに、民間活力の導入等の検討を行います。

## 2. 計画の評価・見直し

都市づくりの成果をマスタープランに反映するため、①計画、②実施、③評価、④見直しのサイクルを実施し、内容を柔軟に見直します。

計画期間は、概ね10年としており、その間で、定期的な進行管理を行うとともに、社会情勢の変化や上位関連計画の大幅な見直し等により、改定の必要性が生じた場合には、見直しを行うなど、柔軟な運用を図ります。

